

新	旧
<p data-bbox="327 260 1010 292">三重県先天性代謝異常等検査事業実施要綱 (案)</p> <p data-bbox="237 355 528 387">第 1 条～第 5 条 略</p> <p data-bbox="259 403 416 435">(実施機関)</p> <p data-bbox="237 451 954 483">第 6 条 本事業の実施機関は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="282 499 371 531">1 略</p> <p data-bbox="282 547 1111 627">2 スクリーニング検査機関 (以下「検査機関」という。) は、知事が適当と認め、検査を委託した検査機関とする。</p> <p data-bbox="282 691 371 722">3 略</p> <p data-bbox="259 738 439 770">(検査の実施)</p> <p data-bbox="237 786 1111 866">第 7 条 検査は、次のとおり関係機関相互の協力により実施するものとする。</p> <p data-bbox="282 882 1111 962">1 県は、市町を介して「先天性代謝異常等検査申込書」(様式 1) を保護者へ配布する。</p> <p data-bbox="282 1121 1111 1297"><u>2 検査機関は、「先天性代謝異常等検査採血用紙」(様式 2)、「先天性代謝異常等検査依頼書」(様式 3 及び 3 の 2) 及び「検体送付用封筒」(様式 4) を採血医療機関へ配布する。</u></p> <p data-bbox="282 1313 528 1345"><u>3 採血医療機関</u></p> <p data-bbox="282 1361 551 1393">(1) ～ (2) 略</p>	<p data-bbox="1279 260 1883 292">三重県先天性代謝異常等検査事業実施要綱</p> <p data-bbox="1144 355 1435 387">第 1 条～第 5 条 略</p> <p data-bbox="1167 403 1323 435">(実施機関)</p> <p data-bbox="1144 451 1861 483">第 6 条 本事業の実施機関は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1189 499 1279 531">1 略</p> <p data-bbox="1189 547 2018 675">2 スクリーニング検査機関 (以下「検査機関」という。) は、<u>三重県保健環境研究所及び</u>知事が適当と認め、検査を委託した検査機関とする。</p> <p data-bbox="1189 691 1279 722">3 略</p> <p data-bbox="1167 738 1346 770">(検査の実施)</p> <p data-bbox="1144 786 2018 866">第 7 条 検査は、次のとおり関係機関相互の協力により実施するものとする。</p> <p data-bbox="1189 882 2018 1106">1 県は、市町を介して「先天性代謝異常等検査申込書」(様式 1) を保護者へ、<u>保健所を介して「先天性代謝異常等検査採血用紙」(様式 2)、「先天性代謝異常等検査依頼書」(様式 3 及び 3 の 2) 及び「検体送付用封筒」(様式 4) を採血医療機関へ</u>配布する。</p> <p data-bbox="1189 1121 1301 1153"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1189 1313 1435 1345"><u>2 採血医療機関</u></p> <p data-bbox="1189 1361 1435 1393">(1) ～ (2) 略</p>

(3) 別に定める「先天性代謝異常等検査採血実施要領」に基づき児の採血を行う。採血した血液は、「先天性代謝異常等検査採血用ろ紙」に塗布し、当該ろ紙の複写紙1枚目を採血医療機関で保存し、残りのろ紙に「先天性代謝異常等検査依頼書」の複写紙2枚目を添えて、指定の封筒にて検査機関へ速やかに送付する。検査機関への検体の到着が、採血後8日以上遅れた場合は検体不備とする。

(4) 略

4 検査機関

(1) 略

(2) 検査項目は別表のとおりとする。

(3) 略

(4) 検査の結果、再検査となった場合は、再検査通知（様式5）、スクリーニング結果（様式7）を速やかに該当採血医療機関へ通知する。

(5) 検査の結果、要精密検査となった場合は、直ちに採血医療機関に電話による連絡、及び様式8又は様式8の2を速達で送付するとともに、県へ連絡（様式9）する。

(6)～(8) 略

5 精密検査医療機関

(1)～(2) 略

6 県

(1)～(2) 略

(文書等の保存及び廃棄)

(3) 別に定める「先天性代謝異常等検査採血実施要領」に基づき児の採血を行う。採血した血液は、「先天性代謝異常等検査採血用ろ紙」に塗布し、当該ろ紙の複写紙1枚目を採血医療機関で保存し、残りのろ紙に「先天性代謝異常等検査依頼書」の複写紙2枚目を添えて、指定の封筒にて検査機関へ速やかに送付する。検査機関への検体の到着が、採血後10日以上遅れた場合は検体不備とする。

(4) 略

3 検査機関

(1) 略

(2) 検査項目、要再検査基準値及び要精密検査基準値は、別表のとおりとする。

(3) 略

(4) 再検査通知（様式5）、スクリーニング結果（様式7）を速やかに該当採血医療機関へ通知する。

(5) 検査の結果、要精密検査となった場合は、直ちに採血医療機関に連絡(様式8及び様式8の2)するとともに、県へ連絡（様式9）する。

(6)～(8) 略

4 精密検査医療機関

(1)～(2) 略

5 県

(1)～(2) 略

(新規)

第8条 検査に係る文書及び電子データは年度毎に保存し、当該年度末の翌日から起算して5年を経過したものは、年度単位で廃棄するものとする。

(協力依頼及び周知)

第9条 略

(1)～(3) 略

(費用の負担)

第10条 略

(1) 略

(2) 検査に伴う採血(再採血を含む。)及び検体の検査機関への送付に要する費用は、保護者の負担とする。

(3) 検査結果の通知にかかる費用は、検査機関の負担とする。

(4) 略

(事業の精度管理)

第11条 略

(実施上の注意事項)

第12条 略

(その他)

第13条 略

附 則 略

2 略

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(協力依頼及び周知)

第8条 略

(1)～(3) 略

(費用の負担)

第9条 略

(1) 略

(2) 検査に伴う採血(再採血)及び検体の検査機関への送付に要する費用は、保護者の負担とする。

(3) 検査結果の通知にかかる費用は、県の負担とする。

(4) 略

(事業の精度管理)

第10条 略

(実施上の注意事項)

第11条 略

(その他)

第12条 略

附 則 略

2 略

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(新規)